

○公立八女総合病院企業団契約規則

昭和45年3月10日

規則第2号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 契約の方法

第1節 一般競争入札（第2条—第19条）

第2節 指名競争入札（第20条—第22条）

第3節 隨意契約（第23条—第24条）

第4節 せり売り（第25条）

第3章 契約の締結（第26条—第43条）

第4章 検査（第44条—第51条）

第5章 補則（第52条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 本企業団の契約に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 契約の方法

第1節 一般競争入札

（入札参加者の資格）

第2条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第2項各号に該当すると認められる者は、その事実があった後、2年間一般競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものについても、また同様とする。ただし、企業長が必要と認めたときはこの限りでない。

（入札参加者の資格審査等）

第3条 企業長は、令第167条の5の規定により、一般競争入札の参加者の資格を定めた場合は、その定めるところにより定期又は隨時に一般競争入札に参加しようとする者の申請により、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

2 前項の審査の結果、資格を有するものと決定した者については、名簿を作成しなければ

ならない。

(入札の公告)

第4条 企業長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札の日前10日までに次の各号に掲げる事項を公告する。ただし、特別の理由があるときは、入札の日前5日までにすることができる。

- (1) 入札に付すべき事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格事項
- (3) 入札に必要な書類を示すべき場所
- (4) 入札、開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金、契約保証金に関する事項
- (6) その他入札に関して必要な事項

(入札保証金)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札前に当該入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付書（様式第1号）により納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、単価契約（公有財産の貸付契約において、年又は月を単位とする貸付料を定める契約を含む。以下同じ。）を締結する場合においては、入札保証金はその都度企業長が定める。

3 前2項の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債その他企業長が確実と認める担保の提供をもって代えることができる。

4 入札保証金には、利子は付さない。

(入札保証金の全部又は一部の免除)

第6条 企業長は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条第1項の規定にかかわらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に付する場合において、一般競争入札に参加しようとする者が、過去2年間、国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについてその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) その他企業長が認めたとき。

(入札保証金の還付等)

第7条 入札保証金は、入札が終わったとき、又は入札を中止したときに還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

2 入札保証金は、入札を延期し、又は停止したときは還付する。

3 落札者が納付した入札保証金は、第1項ただし書の規定により契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(入札)

第8条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札書（様式第2号の1又は様式第2号の2）に必要な事項を記入し、記名押印の上、封書にして所定の時間内に入札しなければならない。

(代理入札)

第9条 代理人をもって一般競争入札に参加しようとする者は、入札前にその代理人をして委任状を提出させなければならない。

(入札所の規律)

第10条 一般競争入札執行の場所には、入札者又はその代理人でなければ立ち入ることができない。

2 入札者は、入札執行について係員の指示に従わなければならない。

(入札の拒絶)

第11条 企業長は、入札に際して、当該入札を妨害し、又は不正の行為をするおそれがあると認められる者の入札を拒絶することができる。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札書が所定の日時までに到着しないとき。

(3) 入札保証金を納付せず又は所定の額に達しないとき。

(4) 同一の入札者から2通以上の入札書がだされたとき。

(5) 入札者の記名押印のないとき。

(6) 金額その他主要事項の記載が不明確なもの。

(7) 入札者が、明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるとき。

(8) その他、入札に関する条件に違反したとき。

(入札執行の延期、停止及び中止)

第13条 企業長は、不正入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することができる。

(設計付入札及び見本による入札)

第14条 設計付入札においては、設計及び入札金額により落札者を定める。

2 見本による入札においては、見本及び入札金額により落札者を定める。

(予定価格)

第15条 企業長は、一般競争入札に付する場合には、あらかじめ、仕様書、設計書等によって予定価格を定めなければならない。

2 前項の予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

(最低制限価格の設定)

第16条 企業長は、一般競争入札による工事、又は製造の請負の契約をしようとする場合において、特に必要があると認めるときは、令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設定することができる。

2 最低制限価格については、前条の規定を準用する。

(再度入札における入札保証金)

第17条 令第167条の8第3項に規定する再度入札の場合においては、第12条第2号の規定を適用しない。

(落札者の決定通知)

第18条 企業長は、落札者が決定したときは、直ちに入札者に対し落札決定の通知するとともに落札者に対し契約締結についての必要事項を通知しなければならない。

(落札者の取消し)

第19条 企業長は、落札者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、落札を取り消すことができる。

- (1) 契約書（第28条の規定により、契約書を省略する場合を除く。）に第27条の規定により記名押印しないとき。
- (2) 入札の際、不正があったと認められるとき。
- (3) 入札資格に欠け、又は欠けたことを発見したとき。

第2節 指名競争入札

(入札参加者の指名)

第20条 企業長は、指名競争入札に付するときは、入札に参加する者を5人以上指名しなければならない。ただし、企業長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により指名するときは、次の各号に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

- (1) 指名競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 入札及び開札の場所並びに日時
- (4) 入札保証金に関する事項
- (5) 無効入札に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

3 第1項の規定により、指名競争入札に参加を希望する者は、指名願に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 営業経歴書
- (3) 申請物件に対する事業計画書
- (4) 法人の場合は、登記簿謄本、個人の場合は住民票抄本
- (5) 印鑑証明書
- (6) 身元証明書
- (7) その他参考事項

4 前項の規定により、指名願に添付した書類に変更を生じた場合においては、その都度企業長に変更について届け出なければならない。

(入札者の変更)

第21条 指名競争入札において、落札人がないときは随意契約による場合のほか、新たに入札に参加する者を指名して更に指名競争入札に付することができる。

(準用規定)

第22条 第2条、第3条及び第5条から第19条までの規定は、指名競争入札により契約を締結する場合にこれを準用する。

第3節 随意契約

(随意契約)

第23条 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号の規定により随意契約によること

ができる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

(見積書)

第23条の2 企業長は、随意契約の方法によろうとするときは、2人以上の者から見積書（様式第2号の1又は様式第2号の2）を徴するものとする。ただし、特別の事情のある場合においてはこの限りでない。

(準用規定)

第24条 第15条及び第18条の規定は、随意契約の場合に準用する。

第4節 せり売り

第25条 第1節の規定は、第8条、第9条、第12条第2号及び第4号から第6号まで並びに第16条の規定を除き、せり売りの場合にこれを準用する。

第3章 契約の締結

(契約の締結)

第26条 落札又は第24条の規定による随意契約者決定の通知を受けた者は、通知を受けた日から5日以内に契約書（様式第3号又は様式第4号）により契約を締結しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認める場合には、これを伸縮することができる。

(契約書の作成)

第27条 契約の締結をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成し、契約の相手方とともに記名押印の上、各1通を保持しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要がないと認められる事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的又は物件の表示
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 契約履行の場所

- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

(契約書作成の省略)

第28条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が50万円未満のとき。
 - (2) せり売りに付するとき。
 - (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引きとるとき。
- 2 前項各号に掲げる場合においても不動産の売買又は貸借については、契約書を省略することができない。
- 3 第1項の規定により、契約書の作成を省略する場合は、請書（様式第5号又は様式第6号）を徴さなければならない。ただし、随意契約の場合は省略することができる。

(契約保証金)

第29条 落札の決定通知を受けた者及び随意契約の相手方（以下「契約者」という。）は、落札の決定通知を受けたとき、又は随意契約の相手方となったことを知ったときは、直ちに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付書（様式第1号）により納付しなければならない。

- 2 契約内容の変更により契約金額に増減を生じたときは、これに相当する契約保証金を追加納付させ、又は還付するものとする。
- 3 第5条第3項及び第4項の規定は、契約保証金の場合に準用する。

(契約保証金の全部又は一部の免除)

第30条 企業長は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約者が、保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者が、過去2箇年間国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規

模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。
- (5) 物品を買い入れる契約を締結する場合において、当該物品が即納されるとき。
- (6) 競争入札又は随意契約による契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(契約保証金の還付)

第31条 契約保証金は、契約の履行後還付する。ただし、財産の売払いの契約において、契約保証金を買受代金に充当することにより買受代金が完納されることとなる場合においては、契約保証金を買受代金に充当することができる。

(保証人)

第32条 契約の相手方は、次に掲げる要件を備えた連帯保証人1人以上をたてなければならない。ただし、契約金額が100万円未満であるとき、又は企業長が契約の性質によりその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 福岡県内に住所を有する者、又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であること。
- (2) 契約者に代って契約を履行し、又は契約に対する一切の損害を負担し得る資力を有する者であること。

(契約期間の延長)

第33条 契約者は、天災地変その他の理由により、履行遅延のおそれがあるときは、これを証明する書類を添え、契約期間延長申請書（様式第7号）を提出して企業長の承認を受けなければならない。

(契約内容の変更)

第34条 企業長は、天災地変その他やむを得ない理由により契約の内容及び期間等が不適当と認めるときは、契約者と協議の上、契約内容変更要求書（様式第8号）により契約の全部又は一部を変更することができる。

- 2 契約者は、前項の規定により契約を変更した場合は、契約変更請書（様式第9号）を提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により設計変更をした場合は、原設計金額に対する契約金額の割合に応じ

て契約金額を変更するものとする。

(契約の解除)

第35条 契約者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、企業長は、当該契約を解除することができる。この場合、契約保証金は企業団に帰属するものとし、契約の相手方に損害を与えても企業団は補償の責を負わない。

(1) 契約者の責に帰するべき理由により契約期間内に契約を履行しないとき、又は企業長において履行の見込みがないと認めたとき。

(2) 契約の締結又は履行に不正の行為があったとき。

(3) 契約履行の着手を引き延したとき。

(4) 監督又は検査の実施に当たり、担当職員の服務の執行を妨げたとき。

(5) 契約者又はその代理人が法令若しくはこの規則又は当該契約の重要事項に違反し若しくは履行を怠ったとき。

2 前項の規定によるほか、企業長は、必要があると認めたときは、契約者と協議の上、契約を解除することができる。

3 企業長は、前項の規定による契約の解除によって生じた契約書の損害を補償するものとする。この場合、補償額は、契約者と協議の上定めるものとする。

(工事の着手等)

第36条 契約者は、契約締結の日から5日以内に内訳明細書、工程表その他必要書類を、工事に着手したときは、その翌日までに工事着手届（様式第10号）を企業長に提出しなければならない。ただし、企業長が必要ないと認めたときは、この限りでない。

(指示及び監督)

第37条 契約者は、契約上の義務の履行について企業長の指示及び監督に従わなければならぬ。

(債権譲渡等の禁止)

第38条 契約者は、契約上の債権を譲渡し、又は担保に供することができない。

2 契約者は、契約の目的又は工事現場に搬入した検査済工事材料を第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。

(契約の承継)

第39条 契約者が死亡その他の理由により、履行不能となった場合において、その相続人又は後継者が契約の承継を申請したときは、企業長は、第2条の規定に該当せず、第3条に規定する資格を有する者に限り承認することができる。

(危険負担)

第40条 物件供給契約において、目的物の引渡し前に生じた一切の損害は、契約者の負担とする。ただし、契約書に特別の定めがあるとき、又は企業団の責に帰すべき理由によるときは、この限りでない。

2 契約者は、前項に規定する損害を生じたときは、遅滞なくその旨を企業長に報告しなければならない。

(履行期限遅延の違約金)

第41条 契約者の責に帰すべき理由により、契約期間内に義務を履行しない場合（公有財産若しくは物品の売払い又は貸付けの契約において、遅延利息を徴収するときを除く。）は、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額の違約金を徴収する。ただし、天災地変その他特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を免除することができる。

2 前項の違約金は、契約者に支払うべき代金又は契約保証金から控除し、なお、不足を生ずる場合は、追徴するものとする。

(前金払)

第42条 令附則第7条の規定による前金払については、契約金額の3割を超えない範囲内において行うことができる。

2 契約者は、前項の支払を受けようとするときは、前金払請求書に保証事業会社の交付する保証証書を添えて企業長に提出しなければならない。

3 契約者は、契約期間が延長されたときは、それに伴い、前金払保証期間を延長する処置をとらなければならない。

(部分払)

第43条 企業長は、契約の履行完済前に代価の部分払をすることができる。この場合の支払金額は、工事又は製造の請負契約については、既成部分に対する代価の100分の80、物件の買入契約については、既納部分に対する100分の90を超えることができない。

2 前項の規定による支払は、工事又は製造の請負契約については、既成部分が契約金額の100分の30以上に達し検査に合格した場合、物件の買入契約については、既納部分が検査に合格した場合でなければならない。

3 工事又は製造の請負契約で部分払のできる回数は、次のとおりとする。ただし、特に回数を制限した場合は、この限りでない。

(1) 契約金額が50万円を超える100万円まで 1回

- (2) 契約金額が100万円を超える場合 2回以内
- (3) 契約金額が300万円を超える場合 3回以内
- (4) 契約金額が600万円を超える場合 4回以内
- (5) 契約金額が1,000万円を超える場合 企業長が定める。

第4章 検査

(完了届出の義務)

第44条 契約者は、契約の履行を完了したときは、直ちに完了届（様式第11号）を提出しなければならない。

(検査員及び委託検査)

第45条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づく検査は、企業長の命ずる検査員が行う。

(検査)

第46条 前条の規定により検査を行う者は、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を行わなければならない。

- (1) 工事又は製造が完了したとき。
- (2) 工事又は製造の部分払を必要とするとき。
- (3) 物品の納入が完了したとき。
- (4) その他必要と認めたとき。

(立会い)

第47条 検査を行うときは、契約者及び立会人の立会いによって行わなければならない。

ただし、契約者が立ち会わないときは、欠席のまま検査するものとする。

2 立会人は、担当課長又は当該課長が所属職員のなかから指名した者をもってあてる。

(検査の内容)

第48条 第46条の規定による検査は、令第167条の15第2項の規定により、破壊若しくは分解又は試験検査等によってこれを行い、これに要する費用は、当該契約者の負担とする。この場合、契約者は、企業長が指定する期間内に原状に復し、終了届（様式第11号）を提出して再検査を受けなければならない。

(改修及び補修等)

第49条 第46条の規定による検査に合格しなかったときは、契約者は、指示書（様式第12号）に従い、代品納入、補強若しくは取りこわし、取替え又は補修等を行わなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合に準用する。

(検査調書の作成)

第50条 第46条の規定により検査を行った者は、検査を完了した場合は、検査調書（様式第13号又は様式第14号）を作成しなければならない。ただし、契約金額が50万円未満のものについては、支出命令書の検査証明によって検査調書にかえることができる。

(引渡し)

第51条 企業長は、検査の結果、合格と認めたときは、速やかに契約者に承認通知書（様式第15号）を発するものとする。ただし、企業長が必要でないと認めたときは、この限りでない。

2 企業長は、必要と認めるときは、既成部分を検査の上、その全部又は一部の引渡しを求めることができる。

3 物件供給契約にあっては、契約の目的物に僅少の不備があつても使用上支障がないと認めるときは、その相当額を減価して採用することができる。

第5章 補則

(委任)

第52条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年3月1日から適用する。

附 則（平成6年3月30日規則第8号）

この規則は、八女公立病院組合規約変更の知事の許可の日から施行する。

附 則（平成18年4月1日規則第11号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月29日規則第10号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年12月22日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年2月12日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年8月1日規則第14号）

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年3月31日規則第5号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月29日規則第3号）

この規則は令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和5年5月1日規則第12号）

この規則は、令和5年5月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第7号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号

納付書									
金	千万	百万	十万	万	千	百	十	円	
ただし									
上記金額 入札 契約 保証金として公立八女総合病院									
企業団契約規則を遵守し納付いたします。									
年 月 日									
住所									
氏名 印									
公立八女総合病院企業団企業長 氏名殿					受領年月日 公立八女総合病院企業団 企業出納員之印				

入札 保証金預証 契約									
金	千万	百万	十万	万	千	百	十	円	
上記金額確かに預かりいたします。									
年 月 日									
公立八女総合病院企業団企業出納員									
					受領年月日 公立八女総合病院企業団 企業出納員之印				

様式第2号の1

入 札 書 (建設工事の場合)
見 積 書

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

ただし

公立八女総合病院企業団契約規則及び関係書類を承諾のうえ 入札 見積 します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

公立八女総合病院企業団企業長氏 名殿

(注) 1 金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記入してください。

2 本 入札 書は、封筒に入れ表面に「何々入札書」及び「住所氏名」を記載してください。

様式第2号の2

入札書 (物件供給の場合)
見積書

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

ただし、裏面内訳明細のとおり
上記のとおり供給いたしたいので関係書類承諾の上公立八女総合病院企業団契約規則
を遵守し、^{入札}見積いたします。

年 月 日

住 所
氏 名 

公立八女総合病院企業団企業長 氏名殿

- (注) 1 金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記入してください。
2 本 ^{入札}見積書は、封筒に入れ表面に「何々入札書」及び「住所氏名」を記載し封印してください。

内訳								
品名	規格	数量	単価	金額	摘要			
合計金								
摘要	納入期限	年 月 日						
	納品場所	公立八女総合病院						
要	保証期間							
	備考							

様式第3号



契 約 書(建設工事の場合)

- 1 工事名称
2 工事場所
3 請負金額 金
4 工事施行方法 別紙設計仕様書及び図面のとおり
5 工期 自 年 月 日
至 年 月 日
6 契約保証金
7 代金支払方法
8 監督及び検査
9 違約金
10 かし担保
11 仲裁
12 失業者の雇入 緊急失業対策法第16条第1項の規定に該当するときは、当該規定を遵守のこと
13 その他

上記の請負契約に関し、公立八女総合病院企業団契約規則並びに関係書類承諾のうえ、公立八女総合病院企業団企業長と契約者何某との間に請負契約を締結し、契約書2通を作成し記名押印のうえ各自1通を保持する。

保証人何某は、契約者が契約を履行しないとき、工事の執行その他一切の債務を負うものとする。

年 月 日

八女市大字高塚540番地の2

公立八女総合病院企業団企業長 氏名 印

請負人

住 所

氏名

印

保証人

住 所

氏名

様式第4号

契 約 書(物件供給の場合)

取 入
印 紙

- 1 物件の名称
- 2 納入場所
- 3 契約金額 金
- 4 品質形状 寸法数量 裏面のとおり
- 5 納入期限 年 月 日
- 6 契約保証金
- 7 代金支払方法
- 8 檢査
- 9 遅延利息
- 10 危険負担
- 11 その他

上記の物件供給に関し、公立八女総合病院企業団契約規則並びに関係書類承諾のうえ
公立八女総合病院企業長と契約者何某との間に契約を締結し、契約書2通を作成し記名
押印のうえ各自1通を保持する。

保証人何某は、契約者が契約を履行しないときは契約者に代わって一切の債務を負う
ものとする。

年 月 日

八女市大字高塚540番地の2
公立八女総合病院企業長 氏 名 (印)
契約者

住 所
氏 名 (印)

保証人
住 所
氏 名 (印)

裏面

契約物件の名称、品質、形状、寸法、数量、契約価格明細書

番号	名 称	品質、形状、寸法	単位	数 量	契 約 価 格	
					単 価	金 額
<hr/>						
<hr/>						

様式第5号

請　　書　（建設工事の場合）

取　入
印　紙

- 1　名　　称
2　工　事　場　所
3　契　約　金　額　金
4　工事施行方法　別紙設計書仕様書及び図面のとおり
5　工　　期　　自　　年　　月　　日
　　　　　　　至　　年　　月　　日
6　契約保証金
7　代金支払方法
8　監督及び検査
9　違　約　金
10　か　し　担　保
11　仲　　裁
12　失業者の雇入　緊急失業対策法第16条第1項の規定に該当するときは、当該規定
　　を遵守すること。
13　そ　の　他

上記の請負契約に関し、公立八女総合病院企業団契約規則並びに関係書類承諾のう
え、お請けします。

年　　月　　日

公立八女総合病院企業団企業長　氏　　名　殿

契約者　住　所

氏　名

印

様式第6号

請　　書　(物件供給の場合)

取　入
印　紙

番号	名　　称	品質、形状、寸法	単位	数　量	契　約　価　格	
					単　価	金　額

1　納入場所

2　納入期限　　年　月　日

3　保証期間

4　そ　の　他

上記の物件供給に関し、公立八女総合病院企業団契約規則並びに関係書類承諾のうえ、お請けいたします。

年　月　日

公立八女総合病院企業団企業長　氏　名殿

契約者　住　所

氏　名

印

様式第7号

契 約 期 間 延 長 申 請 書

年 月 日

公立八女総合病院企業団企業長 氏 名殿

契約者 住 所
氏 名 

下記の契約について、別紙の理由により 年 月 日まで契約期間を延長され
たく申請します。

記

- 1 名 称
- 2 履行場所
- 3 契約金額
- 4 工 期 自 年 月 日
 至 年 月 日

(別紙)

理 由 書

- 1 期間内に完了できない理由
- 2 現在までの出来高状況
- 3 晴雨の日数
- 4 作業日数
- 5 休業日数
- 6 そ の 他

様式第8号

契 約 内 容 変 更 要 求 書

年 月 日

殿

公立八女総合病院企業団企業長 氏 名 (印)

1 名 称

2 履行場所 上記の契約について、何々契約を締結したが下記の理由により別紙仕様書及び図面のとおり変更したいので、 年 月 日までに契約変更申請書を提出されたい。

記

1 理 由

2 変更増減額 (減額の場合は朱書とする)

3 原 期 限 自 年 月 日
至 年 月 日

4 変更要求期限 自 年 月 日
至 年 月 日

様式第9号

契 約 変 更 請 書

取 入
印 紙

1 名 称

2 履 行 場 所

3 履 行 期 限

(1) 原 期 限 自 年 月 日

至 年 月 日

(2) 変更による期限 自 年 月 日

至 年 月 日

4 変 更 増 減 額

5 契約保証金追納(還付)額

年 月 日付をもって締結しました何々契約について 年 月 日付
により契約内容変更の要求をうけましたが、当該要求のとおり変更することを承諾しま
したので、当初契約条文に従いお請けします。

年 月 日

公立八女総合病院企業団企業長 氏 名殿

契約者 住 所

氏 名

印

保証人 住 所

氏 名

印

様式第10号

工 事 着 手 届

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 自 年 月 日

至 年 月 日 日間

年 月 日に契約いたしました上記工事は 年 月 日に着手いたしましたのでお届けします。

年 月 日

公立八女総合病院企業団企業長 氏 名殿

契約者

住 所

氏 名

印

様式第11号

完 了 届

1 名 称

2 履行場所

3 期 限 自 年 月 日
至 年 月 日
日間

年 月 日に着手しました上記契約は 年 月 日に完了いたしました
たのでお届けします。

年 月 日

公立八女総合病院企業団企業長 氏 名殿

契約者 住 所
氏 名 

様式第12号

指 示 書

年 月 日

殿

公立八女総合病院企業団企業長 氏名 (印)

1 名 称

2 履行場所

3 契約金額

4 期 限 自 年 月 日
日間
至 年 月 日

上記の工事は、検査の結果、下記のとおり不備のものがあり承認されないので 年
月 日までに改築(補修)を終了するよう指示する。

記

様式第13号

竣工(出来形)検査調書

年 月 日

(契約権者)

公立八女総合病院企業団企業長 氏名殿

検査職 氏名 

命により 年 月 日設計書等に基づき竣工(出来形)検査の結果下記のとおり
竣工(出来形)を認定する。

記

1 工種、契約金額及び工期等

年度	起工番号 査定番号	路線学校 等 名 (工種)	工事場所	契約(請 負)金額	竣工額 (出来高の 額)	工期	請負人の 住所氏名
				円		自 至	

2 検査年月日及び立会人等

竣工	竣工年月日	年月日	検査意見 及び概要	命令及び 注意事項
	検査年月日	年月日		
出来高	出来形現在	年月日		
	出来高請負額			
立会人	検査年月日	年月日		
	職 氏 名		摘要	(出来形検査の場合は出来高払率)

様式第14号

検査調書（物件供給の場合）

年 月 日

契約権者

公立八女総合病院企業団企業長 氏名殿

検査員職 氏名

命により 年 月 日 契約に基づき検査の結果下記のとおり認定する。

記

1 契約名 契約金額及び履行期限等

年度	契約名	契約金額	契約日	履行期限	契約の相手方の	
					住所	氏名

2 検査年月日及び立会人等

検査	履行完了の日	年 月 日	検査の てん末	摘要
	検査の日	年 月 日		
立会人	職 氏名			
	職 氏名			

様式第15号

承 認 通 知 書

年 月 日

殿

公立八女総合病院企業団企業長 氏名

下記の工事は竣工と認めたので通知します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 請 負 金 額 金

4 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日

日間

5 竣功年月日

6 竣功検査年月日 年 月 日

7 檢 査 員

様式第1号

様式第2号の1

様式第2号の2

様式第3号

様式第4号

様式第5号

様式第6号

様式第7号

様式第8号

様式第9号

様式第10号

様式第11号

様式第12号

様式第13号

様式第14号

様式第15号